

令和7年4月1日より

弥富市ファミリーシップ 宣誓制度

開始します



詳細は
こちらから



弥富市役所

「弥富市ファミリーシップ宣誓制度」 ってなに？

本制度は、婚姻制度と異なり法律上の効力が生じるものではありませんが、性的少数者や事実婚の人など、性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任を持って協力すると約束した関係にあることを宣誓したことを、市が証明する制度です。子どもを含めて家族としてファミリーシップを宣誓することができます。

本市では、弥富市ファミリーシップ宣誓制度を導入し、1人ひとりの個性や価値観、多様な生き方が尊重される社会を目指します。

【対象】

◆ 宣誓ができる方

パートナーシップにあるお二人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 成年(満18歳以上)に達していること。
- ② 少なくともいずれか一方が市内に住所を有すること又は当該宣誓をしようとする日から3か月以内に市内に転入する予定であること。
- ③ 配偶者がいない及び他の方とパートナーシップまたはそれに類する関係にならないこと。
- ④ 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと。

◆ ファミリーシップに含むことができる方

宣誓者の双方または一方の子、三親等内の近親者など。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

事業者の皆さまへお願い

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えるよう、御協力をお願いします。

■ 問合せ先

弥富市役所 市民協働課

☎: 0567-65-1111(内線434) e-mail: kyodo@city.yatomi.lg.jp